

平成 26 年 11 月 14 日

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見（免除保険料率の算定対象範囲）について

平成 26 年 10 月 17 日付で意見募集のあった「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

別紙

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見

No.	該当箇所	内 容
1	全般	「2. 改正の内容」において、免除保険料率の算定を不要とする対象が、解散計画又は代行返上計画を提出した基金に限定されているが、「1. 趣旨」を鑑み「解散等方針議決報告書」を提出した厚生年金基金についても、免除保険料率の算定を不要とするべきではないか。

以 上